

大分県報

平成三十年
第二九九四号
六月二十二日

（金曜日）

目次

告示

- 行政書士法による行政処分……………一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一
大規模小売店舗の廃止の届出……………二
平成三十年度労働福祉等実態調査の実施……………二
公有水面埋立工事のしゅん功認可（二件）……………三
競争入札参加者の資格に関する公示……………六
一般競争入札の実施……………七

○告示

大分県告示第四百四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり処分した。
平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 被処分者
1 氏 名 溝 口 祐 一
2 事務所の所在地 大分市大字鶴崎三百二十五番地の三
3 登録番号 第一〇四四一五三〇号
二 処分年月日 平成三十年六月四日
三 処分内容 戒告

大分県告示第四百五号

平成三十年六月二十二日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年六月八日

- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 共に生きる

- 三 代表者の氏名
江 藤 裕 子

- 四 主たる事務所の所在地
大分市明野西一丁目五番二号

- 五 定款に記載された目的
この法人は、一人ひとりが自分らしく生きるため、病気の子供さんを持った親御さん、子育て中の親御さん、介護されている方、病気の方、自分に戸惑う方々に寄り添い、問題・不安を共に分かち合い、学び合い共に生きる支援を行う。

- また、社会貢献活動を行う、個人、団体の運営に関する支援を合わせて行う事により、豊かな社会の創造に寄与する事を目的とする。

- 六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
解散及び合併に関する事項の変更
公告の方法の変更

- 大分県告示第四百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県報（告示）

大分県知事 広 瀬 貞

大分県報（告示）

大分県知事 広 瀬 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年六月八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 森と海の共生・ネットワーク

三 代表者の氏名
諫本 信義

四 主たる事務所の所在地
日田市大字有田二千九百五十一番地

五 定款に記載された目的
この法人は、地球自然環境の保全を図り、森や海の自然と共生している人々に対して、豊かな自然環境と調和した地域開発に関する事業を行い、豊かな森と豊かな海を創り守ることに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
事業の変更
資産及び会計に関する事項の変更
解散及び合併に関する事項の変更

大分県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク鶴見店

2 届出者の氏名又は名称及び住所
別府市鶴見古屋敷四千七十六
株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

廃止前 千四百九十一平方メートル

廃止後 ○平方メートル
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年五月三十一日

二 届出年月日
平成三十年五月二十三日

大分県告示第四百八号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、平成三十年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的
県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象
統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目
事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業制度、病気休職制度、パートタイム労働者・派遣労働者、登用制度及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日
平成三十年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法
別に定める調査票を用いて行う。

六 その他
この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第四百九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 しゅん功認可の年月日

平成三十年五月二十三日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字白木字玉井二五五番六から二八六七番四に接する国道二一七号に接する国有海浜地を経て三〇六三番三に接する国道二一七号に至る間の地先の公有水面

2 区域

次の各地点のうち1の地点から29の地点までを順次に結んだ線、29の地点と30の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と陸地との境界線、30の地点と31の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と国有海浜地との境界線、31の地点から51の地点までを順次に結んだ線、51の地点と52の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と国有海浜地との境界線、63の地点と64の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と国有海浜地との境界線、64の地点と65の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と国有海浜地との境界線、65の地点と66の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル（D・L・プラス二・〇九メートル））における公有水面と国有海浜地との境界線、1の地点と66の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（T・P・プラス〇・八九メートル

（D・L・プラス二・〇九メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 大分市大字関字山田一二五七番の国土地理院四等三角点「関」（北緯三三度一四分四五秒九三二七東経一三二度五二分二〇秒八一四九（以下「基点」という。））から一七七度三八分五三秒一、八四三・二六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一二八度一九分四三秒五・四一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二七度二八分二三秒三・九九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一二六度四九分三七秒三・九九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一二六度〇八分五六秒三・九九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二五度二九分二七秒三・九九メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一二四度四九分四七秒三・九九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一二四度〇八分五四秒三・九九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一二三度二九分二二秒四・二〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一二三度一〇分三三秒二・四七メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一二三度一七分二一秒三・四九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一二三度〇七分三三秒〇・八九メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一二二度〇八分一六秒三・九九メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一二一度四六分五九秒三・九六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一二一度二三分三六秒三・九六メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一二一度〇〇分五七秒三・九六メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一二〇度三七分一六秒三・九六メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一二〇度一四分三八秒三・九六メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一一九度五二分五三秒三・九六メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一一九度三二分二一秒三・二二メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一一九度一四分一一秒一・〇一メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一一九度三二分四八秒二一・〇一メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一一七度〇七分一〇秒二〇・二三メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一二四度一分二二秒二二・〇八メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一二四度一分〇九秒一七・九二メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一二二度五四分五〇秒一四・九七メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一二三度一四分四〇秒九・九二メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一〇〇度〇五分三二秒八・四八メートルの地点

平成三十年六月二十二日

大分県報（告示）

29の地点	28の地点から五四度二〇分二〇秒七・七七メートルの地点
30の地点	29の地点から二五二度〇三分二六秒七〇・六八メートルの地点
31の地点	30の地点から三一二度三七分二二秒三・六三メートルの地点
32の地点	31の地点から九八度一五分一〇秒二・九一メートルの地点
33の地点	32の地点から九四度五六分五五秒七・三六メートルの地点
34の地点	33の地点から九五度〇三分二二秒八・一四メートルの地点
35の地点	34の地点から九三度四九分〇三秒三・三〇メートルの地点
36の地点	35の地点から九四度〇九分二五秒一・二〇メートルの地点
37の地点	36の地点から一〇九度二四分五四秒二・四二メートルの地点
38の地点	37の地点から九〇度二二分四七秒二・一一メートルの地点
39の地点	38の地点から八三度五七分四一秒三・二五メートルの地点
40の地点	39の地点から七八度四九分四六秒三・三九メートルの地点
41の地点	40の地点から七五度三八分四八秒三・九〇メートルの地点
42の地点	41の地点から七四度〇九分二二秒四・三四メートルの地点
43の地点	42の地点から七一度二八分四八秒二・五六メートルの地点
44の地点	43の地点から七一度五〇分三四秒〇・七八メートルの地点
45の地点	44の地点から三〇一度四六分三二秒九・四三メートルの地点
46の地点	45の地点から三〇二度五〇分二七秒一七・九五メートルの地点
47の地点	46の地点から三〇二度〇二分五〇秒一七・九五メートルの地点
48の地点	47の地点から三〇一度一五分一六秒一七・九五メートルの地点
49の地点	48の地点から三〇〇度二七分二〇秒一七・九五メートルの地点
50の地点	49の地点から二六六度一九分〇七秒二・九六メートルの地点
51の地点	50の地点から二一三度一四分一九秒二六・六五メートルの地点
52の地点	51の地点から三一四度〇八分三三秒一九・六六メートルの地点
53の地点	52の地点から三三三度一四分二二秒一三・九〇メートルの地点
54の地点	53の地点から五度二四分三七秒〇・三六メートルの地点
55の地点	54の地点から三三七度四二分四二秒六・八二メートルの地点
56の地点	55の地点から三五三度三二分五八秒一・六七メートルの地点
57の地点	56の地点から九度二四分二〇秒三・九八メートルの地点
58の地点	57の地点から二九九度二〇分一五秒一・八五メートルの地点
59の地点	58の地点から二六五度一六分三七秒〇・七〇メートルの地点
60の地点	59の地点から二九一度四〇分〇九秒二〇・四四メートルの地点

61の地点 60の地点から三〇一度〇六分一二秒三・八〇メートルの地点

62の地点 61の地点から三〇一度二一分四六秒一・五〇メートルの地点

63の地点 62の地点から三〇一度三五分二三秒一・四八メートルの地点

64の地点 63の地点から三二一度一七分三〇秒一・四二メートルの地点

65の地点 64の地点から三二一度一七分一五秒一・八七メートルの地点

66の地点 65の地点から三〇六度一二分二七秒三一・一二メートルの地点

3 面積

四、四四〇・二四平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十四年十月三日指令漁整第七号、指令河第三号

五 閲覧の場所

大分市役所

大分県告示第四百十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 しゅん功認可の年月日

平成三十年五月二十三日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市荷揚町二番三十一号

大分市

代表者 大分市長 佐 藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

一 工区

大分市大字白木字玉井二八二七番から二八六七番四に至る間の土地に接する国道二一七号に接する国有海浜地の地先の公有水面

二 工区

大分市大字白木字玉井二八六七番四に接する国道二一七号に接する国有海浜地から二八七四番三に接する国道二一七号の地先の公有水面

三工区

大分市大字白木字玉井二五五番七の地先の公有水面

2 区域

一工区

次の各地点のうち63の地点から52の地点までを順次に結んだ線、63の地点と52の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位(T・P・プラス〇・八九メートル(D・L・プラス二・〇九メートル))における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

63の地点 大分市大字関字山田一二五七番の国土地理院四等三角点「関」(北緯三三度一四分四五秒九三二七東経一三二度五二分二〇秒八一四九(以下「基点」という。))から一七六度五三分〇三秒一、八八五・六二メートルの地点

- 62の地点 63の地点から一二一度三三分三秒一・四八メートルの地点
- 61の地点 62の地点から一二一度二分四六秒一・五〇メートルの地点
- 60の地点 61の地点から一二一度〇六分一二秒三・八〇メートルの地点
- 59の地点 60の地点から一一一度四分〇分〇九秒二〇・四四メートルの地点
- 58の地点 59の地点から八五度一六分三七秒〇・七〇メートルの地点
- 57の地点 58の地点から一一九度二〇分一五秒一・八五メートルの地点
- 56の地点 57の地点から一八九度二四分二〇秒三・九八メートルの地点
- 55の地点 56の地点から一七三度三二分五八秒一・六七メートルの地点
- 54の地点 55の地点から一五七度四二分四二秒六・八二メートルの地点
- 53の地点 54の地点から一八五度二四分三七秒〇・三六メートルの地点
- 52の地点 53の地点から二一三度一四分二二秒一三・九〇メートルの地点

二工区

次の各地点のうち51の地点から31の地点までを順次に結んだ線、51の地点と31の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位(T・P・プラス〇・八九メートル(D・L・プラス二・〇九メートル))における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

- 51の地点 基点から一七五度五四分三六秒一、九三七・二三メートルの地点
- 50の地点 51の地点から三三度一四分一九秒二六・六五メートルの地点
- 49の地点 50の地点から八六度一九分〇七秒二・九六メートルの地点
- 48の地点 49の地点から一二〇度二七分二〇秒一七・九五メートルの地点
- 47の地点 48の地点から一二一度一五分一六秒一七・九五メートルの地点
- 46の地点 47の地点から一二二度〇二分五〇秒一七・九五メートルの地点
- 45の地点 46の地点から一二二度五〇分二七秒一七・九五メートルの地点

44の地点 45の地点から一二一度四六分三二秒九・四三メートルの地点

43の地点 44の地点から二五一度五〇分三四秒〇・七八メートルの地点

42の地点 43の地点から二五一度二八分四八秒二・五六メートルの地点

41の地点 42の地点から二五四度〇九分二二秒四・三四メートルの地点

40の地点 41の地点から二五五度三八分四八秒三・九〇メートルの地点

39の地点 40の地点から二五八度四九分四六秒三・三九メートルの地点

38の地点 39の地点から二六三度五七分四一秒三・二五メートルの地点

37の地点 38の地点から二七〇度二二分四七秒二・一一メートルの地点

36の地点 37の地点から二八九度二四分五四秒二・四二メートルの地点

35の地点 36の地点から二七四度〇九分二五秒一・二〇メートルの地点

34の地点 35の地点から二七三度四九分〇三秒三・三〇メートルの地点

33の地点 34の地点から二七五度〇三分二二秒八・一四メートルの地点

32の地点 33の地点から二七四度五六分五五秒七・三六メートルの地点

31の地点 32の地点から二七八度一五分一〇秒二・九一メートルの地点

三工区

次の各地点のうち67の地点から72の地点までを順次に結んだ線、67の地点と72の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位(T・P・プラス〇・八九メートル(D・L・プラス二・〇九メートル))における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 72の地点 71の地点から三〇八度一四分四五秒一・四九メートルの地点
- 71の地点 70の地点から二一八度一七分一三秒三・〇〇メートルの地点
- 70の地点 69の地点から一二八度〇三分四八秒〇・二四メートルの地点
- 69の地点 68の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 68の地点 67の地点から二一八度一七分四八秒〇・七二メートルの地点
- 67の地点 基点から一七七度二九分五七秒一、八三八・八四メートルの地点
- 66の地点 67の地点から一二八度一七分四八秒〇・七二メートルの地点
- 65の地点 66の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 64の地点 65の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 63の地点 64の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 62の地点 63の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 61の地点 62の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 60の地点 61の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 59の地点 60の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 58の地点 59の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 57の地点 58の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 56の地点 57の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 55の地点 56の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 54の地点 55の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 53の地点 54の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 52の地点 53の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点
- 51の地点 52の地点から二一八度一八分〇七秒一・〇〇メートルの地点

3 面積

一工区

四〇二・九六平方メートル

二工区

一、七六七・一三平方メートル

三工区

四・三〇平方メートル

合計

- 二、一七四・三九平方メートル
- 四 埋立ての免許の年月日及び番号
平成二十四年十月三日指令漁整第七―二号、指令河第四号
- 五 閲覧の場所
大分市役所

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
X線マイクロアナライザ装置の賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
 - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
 - (三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
 - (四) 県税を滞納している場合
 - (五) 営業年数が一年未満である場合
 - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である

場合

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）
 - (二) 経営規模
 - イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
 - ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
 - (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
 - (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七
 - 3 申請の時期
平成三十年六月二十二日から平成三十年七月十三日までとする。
- 四 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。
 - 2 更新手続
平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととした場合は、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年6月22日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

X線CTスクロアナライザー装置の賃貸借契約

(2) 借入期間

平成30年12月1日から平成37年11月30日まで（84箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部刑事科学捜査研究所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を大分県警察本部刑事科学捜査研究所工学係に提出し、審査を受け、承認を受けた者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期
平成30年6月22日から同年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の提出先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957

4 契約条項を示す場所及び日時
(1) 場所
大分県警察本部刑事科学捜査研究所工学係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

(2) 日時
平成30年6月22日から同年8月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

<p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成30年8月2日(木) 午前10時00分。ただし、郵送の場合は、同日1日(水) 午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場 所 大分県庁舎新館12階 122会議室</p> <p>(2) 日 時 平成30年8月2日(木) 午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p>	<p>前記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p>	<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented X-ray micro analyzer equipment</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 2 August 2018</p> <p>(3) Office Criminal Investigation Laboratory, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>